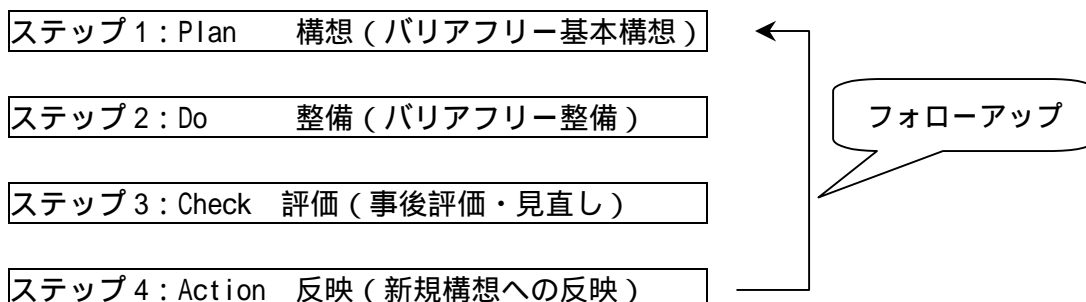


6. 今後の取り組みと状況管理

本基本構想における全体構想は、地区構想の位置づけを明らかにするために策定されたものであり、このようにして作成された基本構想が、市域のすべての事業者や地域特性にこのまま当てはまるとはいえません。また、平成14年度中に「ハートビル法」をはじめ、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「八尾市地域福祉計画」、「八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「八尾市障害者基本計画」などの上位関連計画が改定の予定であることなど、社会情勢の変化に的確に reacting、平成22年（2010年）という目標年次に至るまで通用するものであり続けるためには、新たな地区で基本構想を策定する場合などに、全体構想の見直しを行うことも視野に入れて新たな協議会で取り組む必要があります。

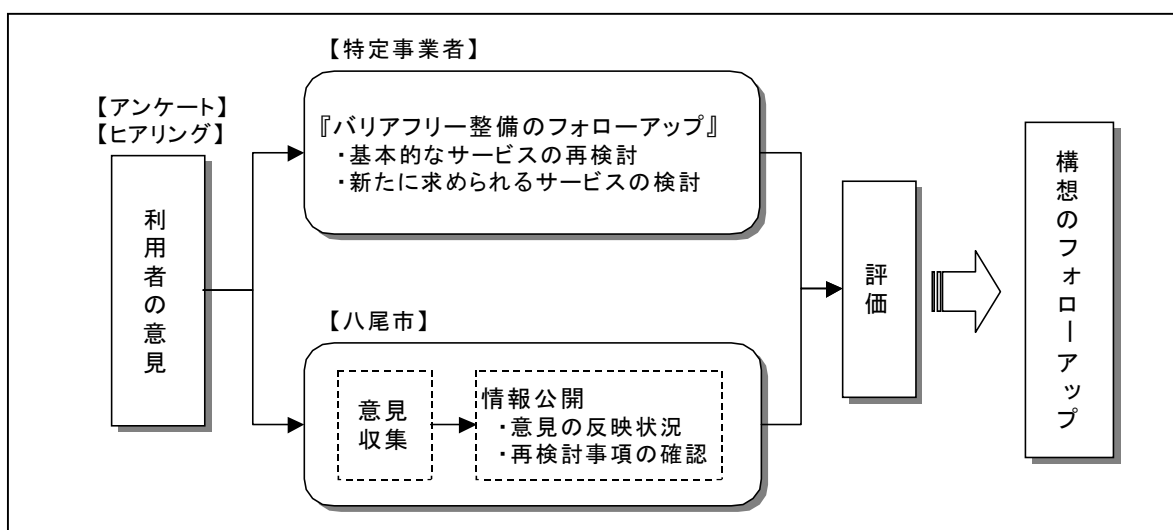
(1) 質の向上のための仕組みづくり

八尾市交通バリアフリー基本構想においては、すべての市民に質の高いバリアフリー整備を提供するために、事業実施後のフォローアップを行います。



(2) 事業後の取り組みについて

事業実施後に、利用者の意見を収集するためにアンケートやヒアリングを行います。こうした試みを通して、継続的な改善を図りバリアフリー整備をよりよくしていきます。



図：フォローアップのための仕組み（イメージ）